

—役員給与— 定期同額給与の損金算入

□役員給与の損金不算入

平成18年度の税制改正において、役員給与に関する大幅な改正が行われ、平成18年4月1日以降に開始する事業年度から、役員に対する給与（退職給与、使用人兼務役員に対する使用人分給与等は除きます）のうち、次の①から③以外のものについては、損金不算入とされました。

- ① 定期同額給与
- ② 事前確定届出給与
- ③ 利益連動給与で一定のもの

今回は、定期同額給与を取り上げてみます。

□定期同額給与

損金の額に算入することができる役員に対する定期同額給与とは、「支給時期が一月以下の一定の期間ごとで、その支給時期における支給額が同額である給与」とされています。

これは、改正前の役員報酬に相当するもので、たとえば、毎月25日に80万円ずつ支給する給与がこれに該当することになります。

なお、非常勤役員に対して、年一回や年二回支給する給与については、支給時期が一月以下の一定の時期ごとではないため、定期同額給与には該当しないことになりますので、注意する必要があります。

□増額改定

定期給与について、事業年度開始の日から3ヶ月以内に改定が行われ、改定前の各支給期における支給額が同額で、かつ、改定後の各支給期における支給額が同額である場合は、定期同額給与とされています。

たとえば、3月決算法人において、毎月80万円であった役員報酬を、5月の株主総会で毎月100万円に改定し、6月から増額して支給するようになったとした場合、4月から5月までが同額（80万円）で、6月から翌年3月までが同額（100万円）であれば、これに該当することになります。

□減額

話のネタ

○日本の選挙は日曜日に行なわれます。普通はそうですが、アメリカの大統領選挙は、火曜日に行なわれます。これは、休暇大国アメリカならでは、日曜日を選挙日にすると、みんなが遊びにでかけてしまい、投票率が急落するからです。では、月曜日はというと「ブルーマンデー」でみなが憂鬱な気分になっているから、悪影響を心配したということです。



定期給与について、経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由によって、減額が行われた場合で、改定前の各支給期における支給額が同額で、かつ、改定後の各支給期における支給額が同額である場合は、定期同額給与とされます。

たとえば、3月決算法人において、毎月80万円であった役員報酬を、経営状況の悪化により毎月50万円に改定し、10月から減額して支給するようになったとした場合、4月から9月までが同額（80万円）で、減額後の10月から翌年3月までが同額（50万円）であれば、これに該当することになります。

□継続的供与の経済的利益

継続的に供与される経済的利益のうち、その供与される利益の額が、毎月おおむね一定であるものは、定期同額の給与とされます。

□過大役員給与等の損金不算入

役員給与について、たとえ定期同額給与に該当する場合であったとしても、不相當に高額な部分の金額（過大役員給与）については、損金不算入となります。

また、事実を隠ぺいし、または、仮装して経理をすることにより役員に支給する給与の額についても、損金不算入となります。